

第2章 都市計画の概要

1. 都市計画とは

都市は多くの人々が住み、活動する場所です。しかし、多くの機能や人口が集中すると様々な問題が生じます。

例えば…

- ・ 住宅地の中に危険物を扱うような工場が立地することは安全な環境とはいえません。
- ・ 狭い敷地に高層ビルを建てると、その周辺には十分に太陽が当たらず、快適な環境ではなくなってしまいます。
- ・ 場当たりに建設された道路は自動車がうまく流れず、常に渋滞が発生し、その周辺は住みにくい環境になってしまいます。

このような問題を未然に防止し、解決していくことにより、安全で、快適で、住みやすい都市を形成することができます。



都市計画とは…

安全で、快適で、住みやすい都市を実現させるためには、あらかじめ競合する土地利用について調整し、必要な社会基盤の整備や、市街地の開発について計画を立てておかなければなりません。

良好な都市環境を形成するためには、都市全体の土地利用とそれを支える社会基盤の整備について計画を立て、計画に沿ってまちづくりを進めるための共通ルールを定め、お互いにそのルールを守ることが必要です。

この計画のことを「都市計画」といいます。

都市計画の目的と基本理念（都市計画法 第1条、第2条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

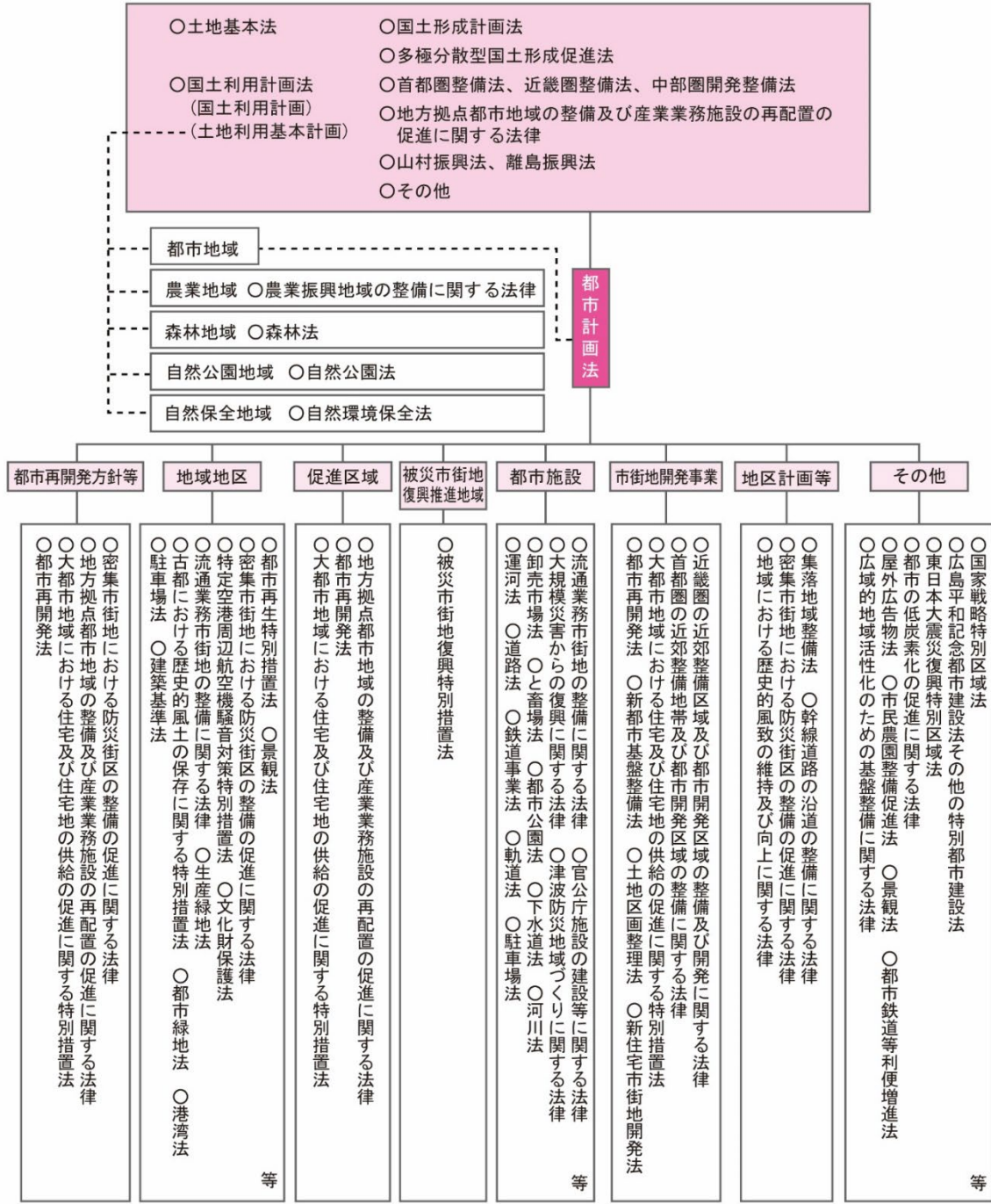
（都市計画の基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2. 都市計画関係法令体系

法令体系における都市計画の位置付けは、下図に示すとおりであり、関連する上位法を受けて、各種都市計画について統一的に規定しています。

■ 都市計画関係法令体系



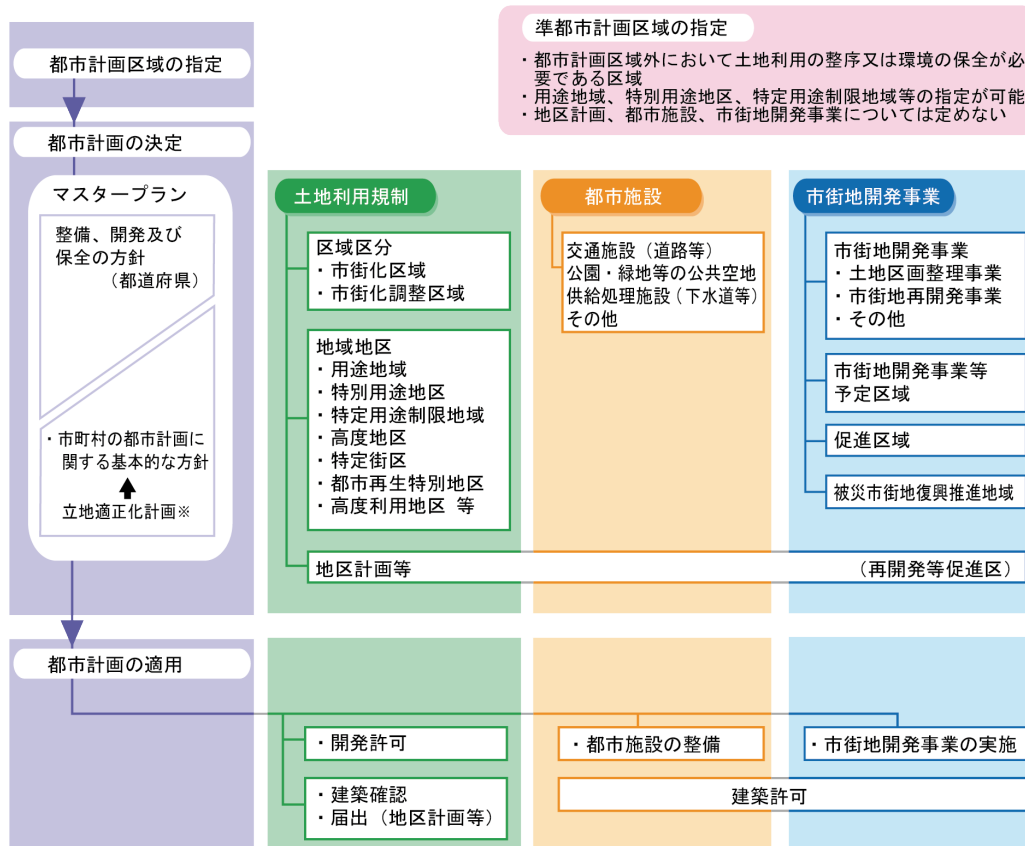
参考) 都市計画法令要覧 (令和5年版)

3. 都市計画制度の構成

都市計画制度は、以下のとおり構成されています。

- ・ 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定します。
- ・ 都市計画区域を対象として、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするために、マスタープランを策定します。
- ・ マスタープランに沿って、土地利用の規制、都市施設の整備及び市街地開発事業等個別の都市計画を決定します。
- ・ 個別の都市計画を実現するため、開発許可制度の運用、都市施設の整備、市街地開発事業等を行います。

■ 都市計画制度の構成



参考) みらいに向けたまちづくりのために—都市計画の土地利用計画制度の仕組み— (国土交通省、令和3年7月)

※立地適正化計画（都市再生特別措置法）

第6章 立地適正化計画に係る特別の措置 (立地適正化計画)

第81条第1項 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

(都市計画法の特例)

第82条 前条第二項第一号（注：住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針）に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

4. 都市計画の対象区域

人口の集中する都市やその周辺地域において、都市計画を活用して都市づくりに取り組むためには、都市計画法を適用する範囲を定める必要があります。都市計画法に基づき、これを「都市計画区域」として定めます。

また、都市計画区域外で、マイカー利用の一層の普及等により開発圧力が高まっている地域において、将来における良好な環境を保全する観点から、必要に応じて「準都市計画区域」を定めることができます。

(1) 都市計画区域

都市計画区域は、市、又は以下の要件のいずれかに該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして定めた区域をいいます。また、都市計画区域は、必要に応じ市町村の行政界を越えて指定することができます。

高知県では、県土面積の約 12%に当たる約 88,716ha(11 市 9 町) について、16 の都市計画区域を定めています（令和 4 年 3 月 31 日現在）。

都市計画区域を指定することができる町村の要件（都市計画法 第 5 条第 1 項関係）

都市計画法施行令

（都市計画区域に係る町村の要件）

第 2 条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が、全就業者数の五十パーセント以上であること。
- 二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に、前号に該当することとなると認められること。
- 三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。
- 四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
- 五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

(2) 準都市計画区域

準都市計画区域は、都市計画区域外で、相当数の建築物等が建築・建設されたり、造成が行われたりしている区域、あるいはそのような建築・開発行為が見込まれる区域を含み、そのまま土地利用の整序や環境保全措置を講じることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域として指定する、一定の区域をいいます。

なお、高知県では、準都市計画区域は指定していません。

準都市計画区域で定めることのできる都市計画

- 用途地域
- 特別用途地区
- 特定用途制限地域
- 高度地区
- 景観地区
- 風致地区
- 緑地保全地域
- 伝統的建造物群保存地区

5. 都市計画マスタープラン

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画では、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、土地の使い方や建物の建て方等のルール、道路や公園等の公共施設の配置などについて計画を定め、整備を行います。このような都市計画を活用したまちづくりを進めるための基本的な方針を示したものが「都市計画マスタープラン」です。

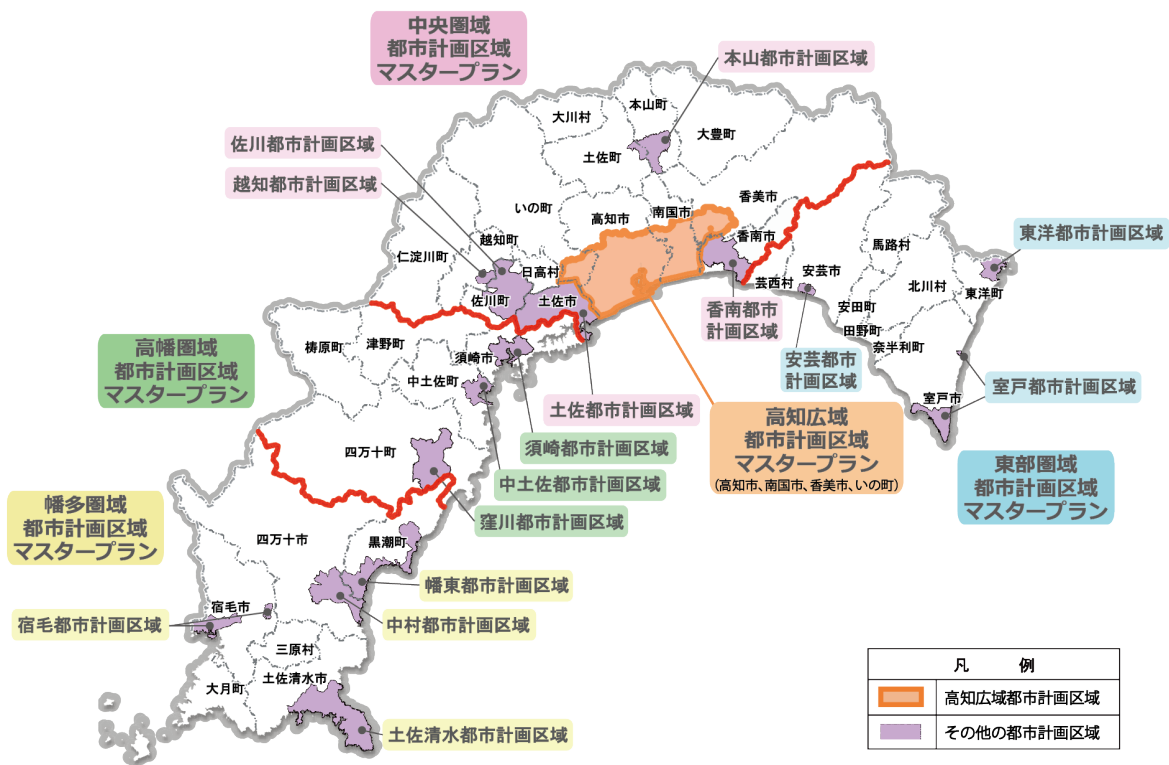
都市計画マスタープランには、都道府県が都市計画の基本的な方向性を定める「都市計画区域マスタープラン」と市町村のまちづくりや都市計画の方針を示した「市町村都市計画マスタープラン」の2種類があります。

(2) 都市計画区域マスタープラン

平成12年の都市計画法の改正により、都道府県が都市計画区域毎に、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市づくりの基本的な方向性を示した「整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を策定することになりました。これを受け、これまで高知県では、全ての都市計画区域（16区域）において、都市計画区域マスタープランを定め、まちづくりを進めてきました。

しかし、南海トラフ地震や激甚化・頻発化する自然災害、人口減少や高齢化の進展など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、これからは都市間で補完しながら持続可能なまちづくりを進めていくことが必要と考え、高知広域都市計画区域以外の都市計画区域について、日常的な結びつきの強さなどの観点から4つの圏域に分類し、圏域ごとに「都市計画区域マスタープラン」を策定しました。この4つの圏域における「都市計画区域マスタープラン」と「高知広域都市計画区域マスタープラン」を併せた5つの都市計画区域マスタープランに基づき、まちづくりを進めています。

■ 都市計画区域マスタープランと都市計画区域



■ 都市計画区域マスタープランに定める事項の例

都市計画区域マスタープラン

都市計画の目標

- 都市づくりの基本理念
- 都市づくりの方針
- 社会的課題への都市計画としての対応 など

区域区分の有無及び方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- 主要用途の配置の方針
- 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- 土地利用の方針
 - ・ 土地の高度利用に関する方針
 - ・ 居住環境の改善又は維持に関する方針
 - ・ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
 - ・ 優良な農地との健全な調和に関する方針
 - ・ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - ・ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 など

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 交通施設の都市計画の決定の方針
- 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
- その他の都市施設の都市計画の決定の方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 主要な市街地開発事業の決定の方針
- 市街地整備の目標

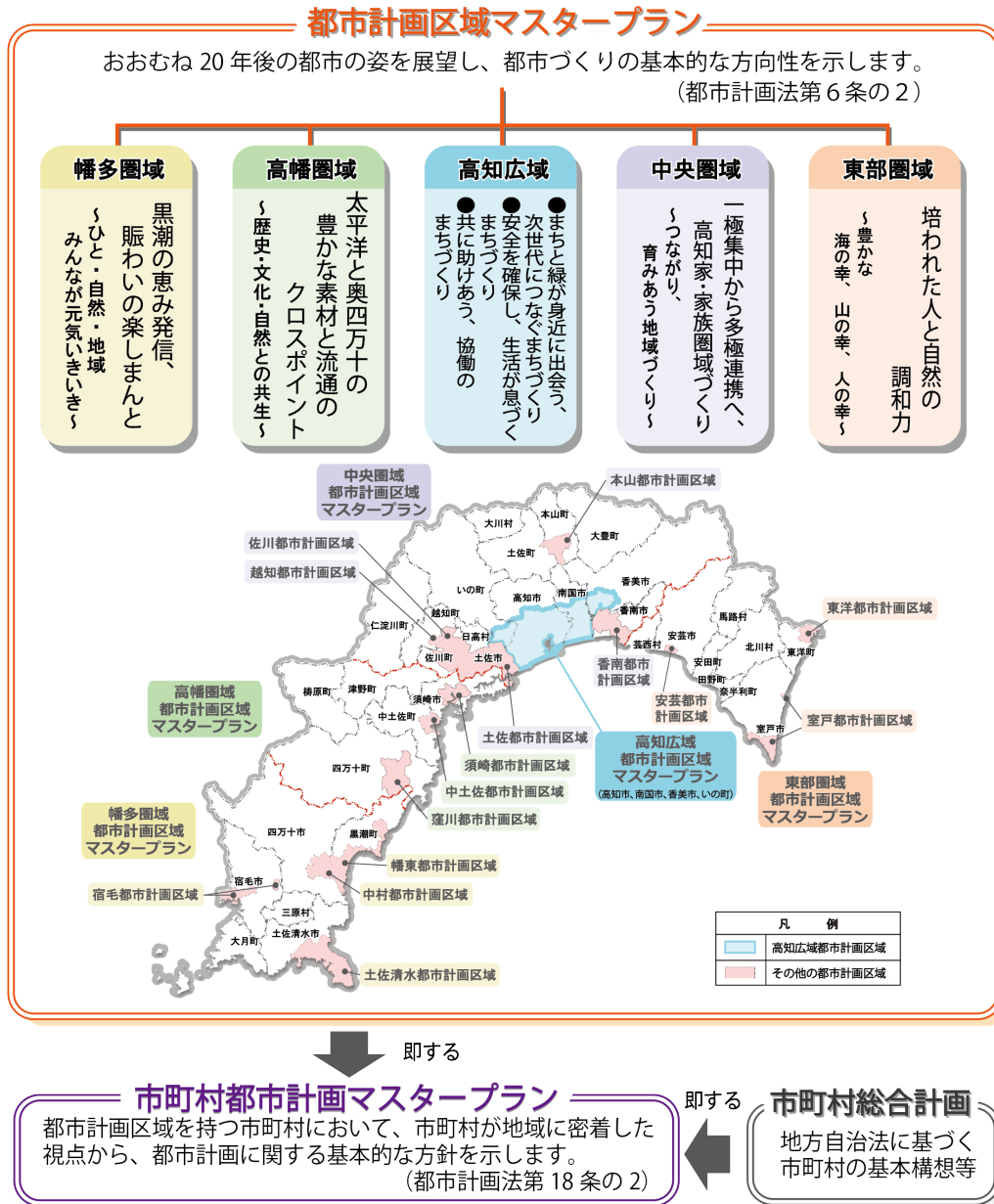
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 基本方針
- 主要な緑地の配置の方針
- 実現のための具体の都市計画制度の方針
- 主要な緑地の確保目標

(3) 市町村都市計画マスタープラン

都市計画区域を有する市町村が、地域の特性に配慮しながら、当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、これを一般的に「市町村都市計画マスタープラン」と呼びます。内容は、地域に密着したまちづくりの観点から、都市計画の目標、将来構想や都市整備の具体的な方針を定めることとなっています。

■ 高知県における都市計画マスタープランの構成イメージ



参考 市町村総合計画と市町村都市計画マスタープランの関係

- 市町村総合計画（基本構想）は、自治体の産業振興、教育、福祉・医療、都市基盤整備、環境保全等様々な分野にわたる事務事業を体系的、計画的に進めていくための基本となる計画として、地方自治法に基づき策定されます。
- 一方、市町村都市計画マスタープランは、総合計画が目指すまちの将来像を実現するための土地利用、道路、公園、下水道等の整備等の都市基盤整備や良好な都市環境の形成等の方向性を示す計画です。このため、市町村都市計画マスタープランは、市町村の総合計画（基本構想）に即して策定することとされています。

(4) 立地適正化計画

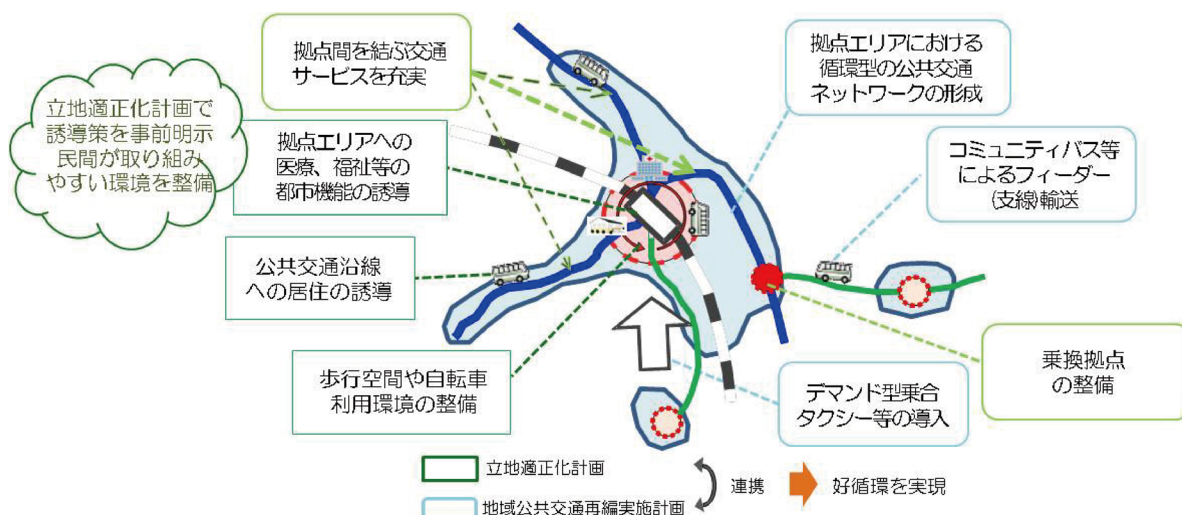
高知県のみならず、多くの地方都市では、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域産業の低迷などから活力が低下しています。また、住宅や店舗などの郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されています。さらに、厳しい財政状況下において、高齢者や子育て世代が安心できる快適な生活環境を支えるサービスの提供が、将来において困難になることが危惧されています。

こうしたなか、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市計画と公共交通を連携させた上で、都市構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そこで、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の一部改正により、新たに「立地適正化計画制度」が創設されました。

「立地適正化計画」は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置付けられる「市町村マスタープランの高度化版」です。また、令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法の一部改正により、「立地適正化計画」の記載事項として、新たに都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）が位置付けられました。居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

■ 立地適正化計画の意義と役割



立地適正化計画の意義と役割（抜粋）

1. 都市全体を見渡したマスタープラン
2. 都市計画と公共交通の一体化
 - 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。
3. 都市計画と民間施設誘導の融合
 - 民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。
4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整
5. 市街地空洞化防止のための選択肢
6. 時間軸をもったアクションプラン
7. まちづくりへの公的不動産の活用

参考）立地適正化計画の意義と役割～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～
(国土交通省ホームページ)

立地適正化計画の作成

■立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

区域（必須事項）

- 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となります。
- 区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定める必要があります。

基本的な方針（必須事項）

- 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましいです。

■都市機能誘導区域

区域の設定（必須事項）

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

誘導施設（必須事項）

- 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設^(注)です。

注) 都市機能増進施設：居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

■居住誘導区域

区域の設定（必須事項）

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

■防災指針（必須事項）

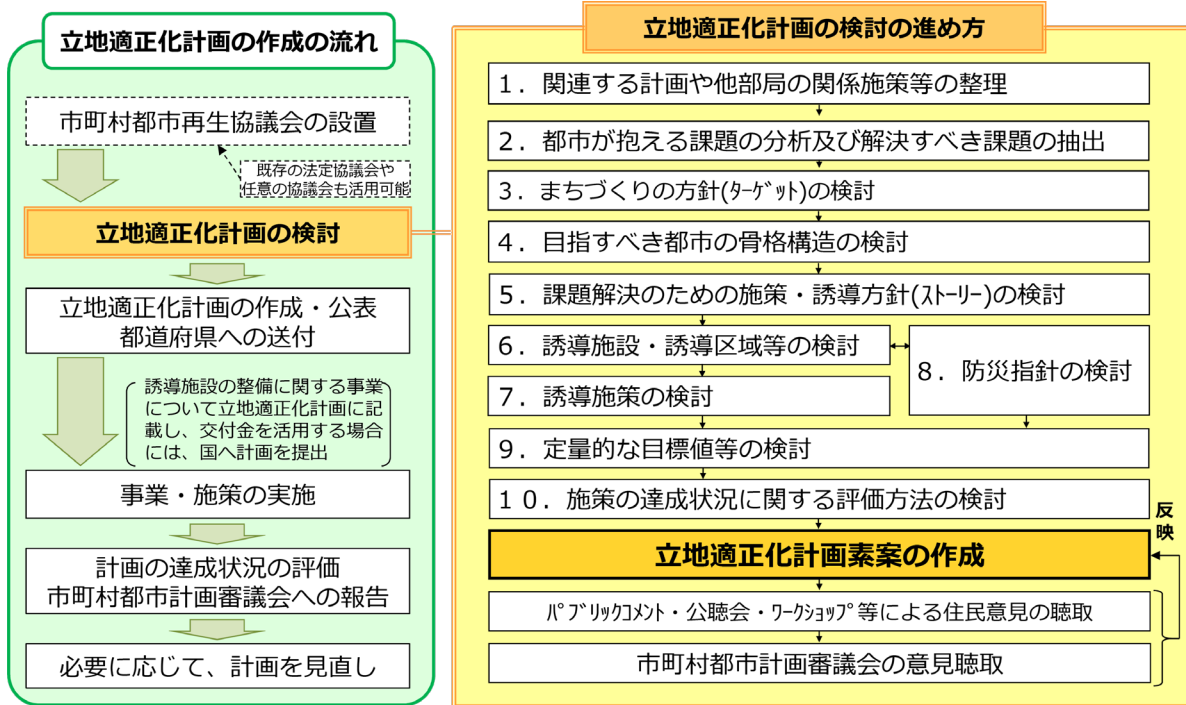
- 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。

■その他（任意事項）

- 跡地等管理区域
- 駐車場配置適正化区域 など

参考) みんなで進める、コンパクトなまちづくり～いつでも暮らしやすいまち～
(国土交通省、平成 26 年 8 月 1 日時点版)

■ 立地適正化計画の作成の流れ



参考) 立地適正化計画作成の手引き (国土交通省、令和5年3月版)

■ 高知県における「立地適正化計画」作成の取り組み状況 (令和5年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	公表	
			当初	直近の変更
高知広域	高知市	高知市立地適正化計画	H29.7.1	R4.1.1
	南国市	南国市立地適正化計画	H29.3.31	R5.3.31
	いの町	いの町立地適正化計画	R5.2.28	-
土佐	土佐市	土佐市立地適正化計画	H29.3.31	H31.3.29
須崎	須崎市	須崎市立地適正化計画	R2.1.1	-
中村	四万十市	四万十市立地適正化計画	R2.6.1	R4.2.28

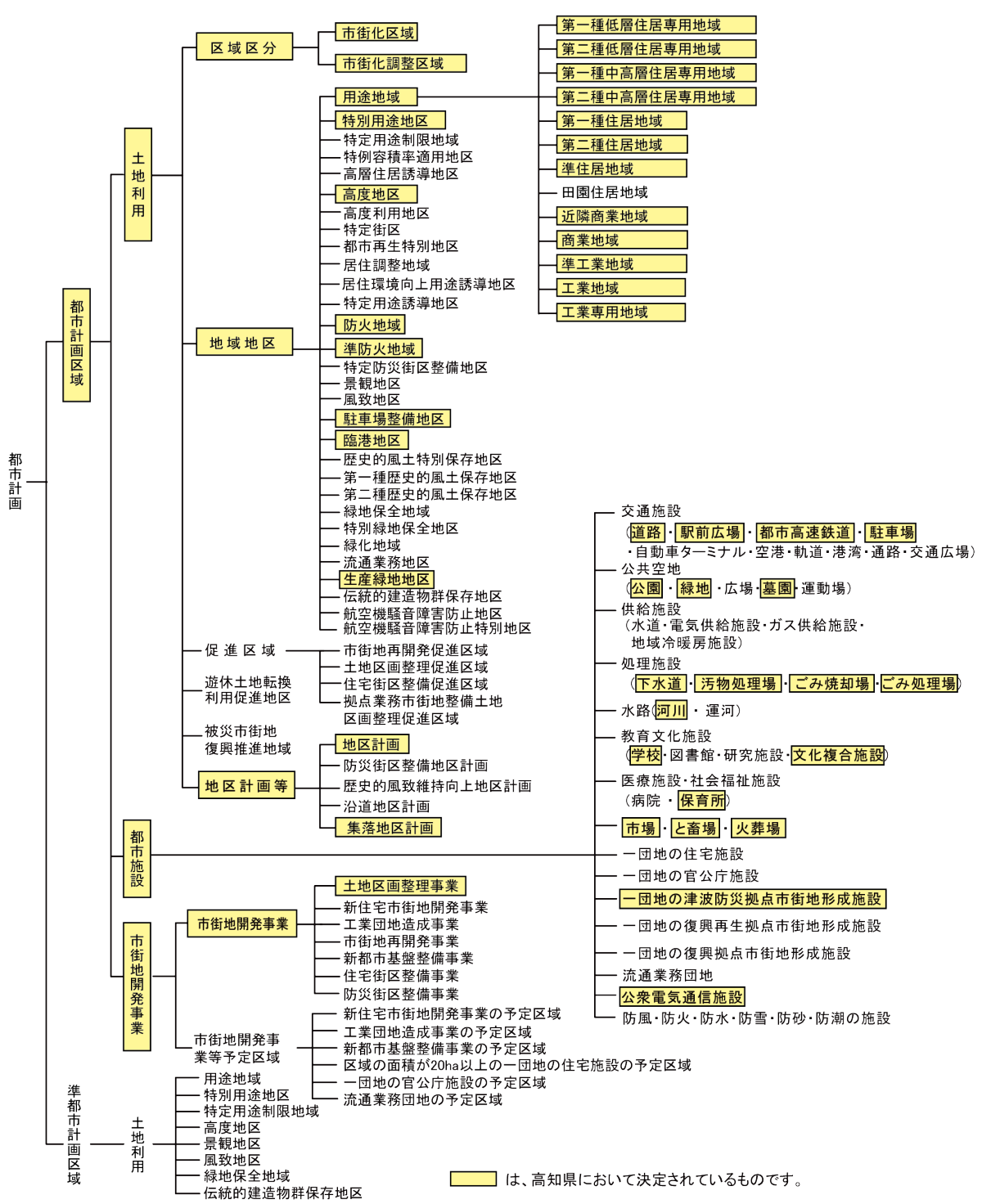
6. 都市計画の内容

都市計画として定める内容は、次の3つに大別することができます。

- ① 土地利用に関するもの
- ② 都市施設の整備に関するもの
- ③ 市街地の一体的な開発、整備を目的とする市街地開発事業に関するもの

これらの中から、都市の将来像の実現に必要な土地利用や都市施設、市街地開発事業を都市計画決定し、都市施設の整備事業や市街地整備事業を「都市計画事業」として施行します。

■ 都市計画の内容



は、高知県において決定されているものです。

7. 都市計画決定等の手続き

都市計画決定とは、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、土地の使い方や建物の建て方をはじめ、道路や公園等の都市施設、市街地の整備等について、都市計画法に規定された手続きを経て定めることをいいます。

都市計画を決定すると、規制や誘導を通じて計画的な土地利用の実現が図られること、建築物に対し一定の制限が課されることで円滑な事業推進が図られ、また、国からの補助等を受けられる等の効果があります。

(1) 都市計画の決定権者

広域的な観点から定めるものや都市の根幹的施設（一般国道・都道府県道等）については都道府県が、それ以外のものについては市町村が定めることとなっています。

なお、決定権者の詳細は下表のとおりです。

■ 都市計画の決定権者

都市計画の内容		都道府県		市町村 (県に事前協議が必要)	
		大臣同意 必要	大臣同意 不要		
都市計画区域		●			
準都市計画区域			●		
都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある 都市計画の決定の方針	●			
	その他		●		
区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)		●			
都市再開発方針等			●		
地域地区	用途地域*			●	
	特別用途地区*			●	
	特定用途制限地域*			●	
	特例容積率適用地区			●	
	高層住居誘導地区			●	
	高度地区*			●	
	高度利用地区			●	
	特定街区			●	
	都市再生特別地区	●			
	居住調整地域			●	
	居住環境向上用途誘導地区・特定用途誘導地区			●	
	防火地域・準防火地域			●	
	特定防災街区整備地区			●	
	景観地区*			●	
	風致地区*	2以上の市町村の区域にわたる10ha以上のもの		●	
		その他			●
駐車場整備地区				●	
臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾	●			
	重要港湾		●		
	その他			●	

(つづく)

(つづき)

都市計画の内容			都道府県		市町村 (県に事前 協議が必要)	
			大臣同意 必要	大臣同意 不要		
地域地区	特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる10ha以上のもの		●		
		その他			●	
	緑地保全地域*	2以上の市町村の区域にわたるもの		●		
		その他			●	
	緑化地域				●	
	流通業務地区			●		
	生産緑地地区				●	
伝統的建造物群保存地区*				●		
航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区				●		
都市施設	道路	一般国道	●			
		県道		●		
		その他の道路			●	
		自動車専用道路	●	●		
	高速自動車国道					
	その他			●		
	都市高速鉄道			●		
	駐車場					●
	自動車ターミナル					●
	空港	地方管理空港		●		
		その他			●	
	公園・緑地	国が設置する10ha以上のもの		●		
		県が設置する10ha以上のもの			●	
		その他				●
	広場・墓園	国又は県が設置する10ha以上のもの			●	
		その他				●
	水道	水道用水供給事業			●	
		その他				●
	電気・ガス供給施設					●
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの		●	
			その他			●
		流域下水道			●	
		その他				●
汚物処理場・ゴミ焼却場	産業廃棄物処理施設			●		
	その他				●	
ごみ処理場					●	
河川	一級河川		●			
	二級河川			●		
	その他				●	
運河				●		
学校					●	
図書館・研究施設等					●	
文化複合施設					●	

(つづく)

(つづき)

都市計画の内容		都道府県		市町村 (県に事前 協議が必要)
		大臣同意 必要	大臣同意 不要	
都市施設	病院・保育所等			●
	市場・と畜場			●
	火葬場			●
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設			●
	一団地の官公庁施設	●		
	流通業務団地		●	
	電気通信事業用施設			●
	防潮施設			●
	その他			●
市街地開発事業	土地区画整理事業	国の機関又は県が施行する 50ha 超のもの	●	
		その他		●
	市街地再開発事業、 防災街区整備事業	国の機関又は県が施行する 3ha 超のもの	●	
		その他		●
	住宅街区整備事業	国の機関又は県が施行する 20ha 超のもの	●	
		その他		●
その他			●	
地区計画等	地区計画			●
	集落地区計画			●
	その他			●

*：準都市計画区域で定めることのできる都市計画

注) あらかじめ知事の同意を得て都市再生整備計画に決定権限を記載した場合は、県決定の事項でも市町村決定となる場合があります（都市再生特別措置法第 51 条）。

（例：県管理国道、県道、公園・緑地、広場・墓園、土地区画整理事業など）

(2) 都市計画審議会

都道府県の都市計画審議会は、都市計画法第 77 条に基づき設置する知事の諮問機関で、都市計画に関する事項を調査審議するものです。

高知県の都市計画審議会は、知事が任命した 20 名以内の委員で組織され、学識経験のある者、市町村の長を代表する者、県議会の議員、市町村の議会の議長を代表する者、関係行政機関の職員等で構成されています。

なお、市町村においても、市町村に関わる都市計画を調査審議するため、都市計画法第 77 条の 2 に基づき、市町村長の諮問機関として都市計画審議会を設置することができます。

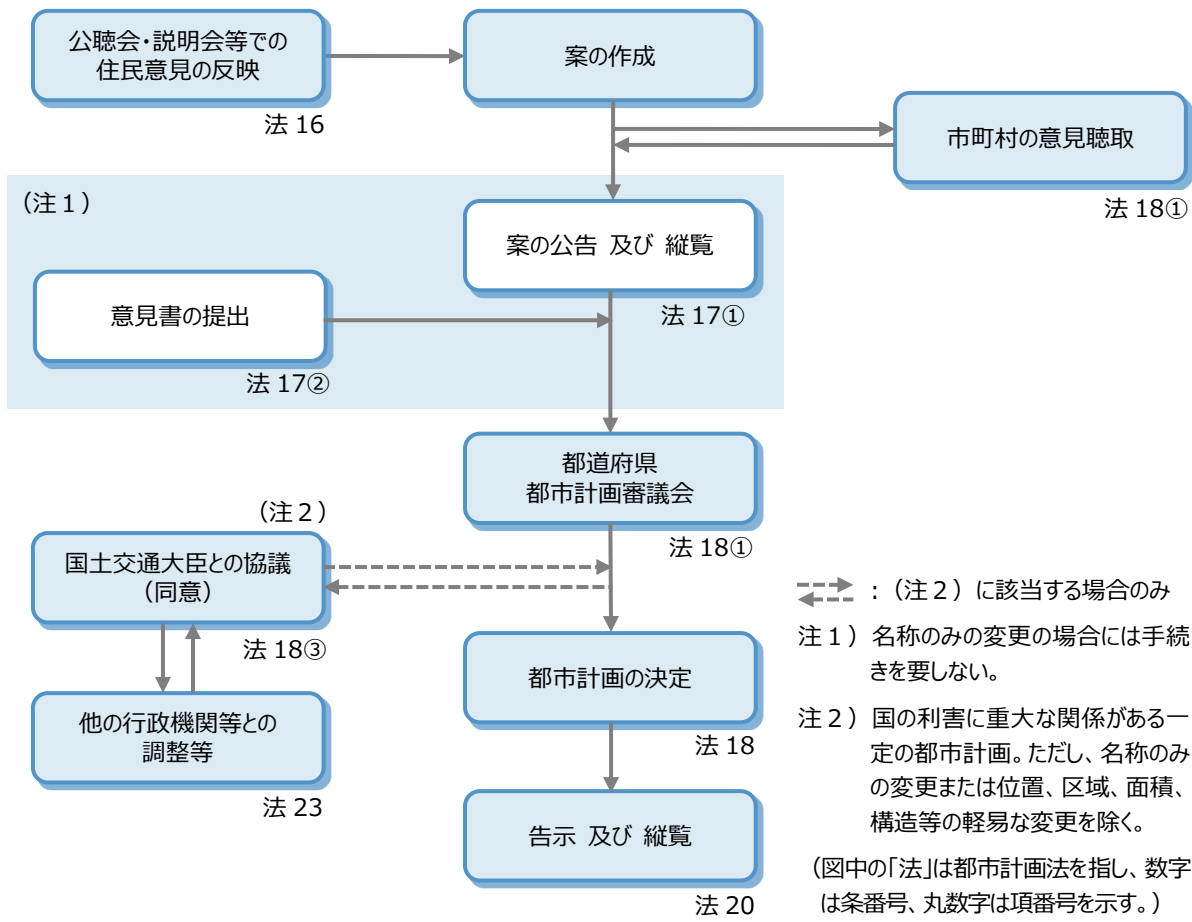
(3) 都市計画の決定手続き

都市計画案の作成段階では、住民の意見を反映するために説明会や公聴会を開催し、案を作成します。この都市計画案は 2 週間縦覧することとされており、この間、住民や利害関係人は、都道府県が定める都市計画については知事あてに、市町村が定める都市計画は市町村長あてに、計画に対する意見書を提出することができます。

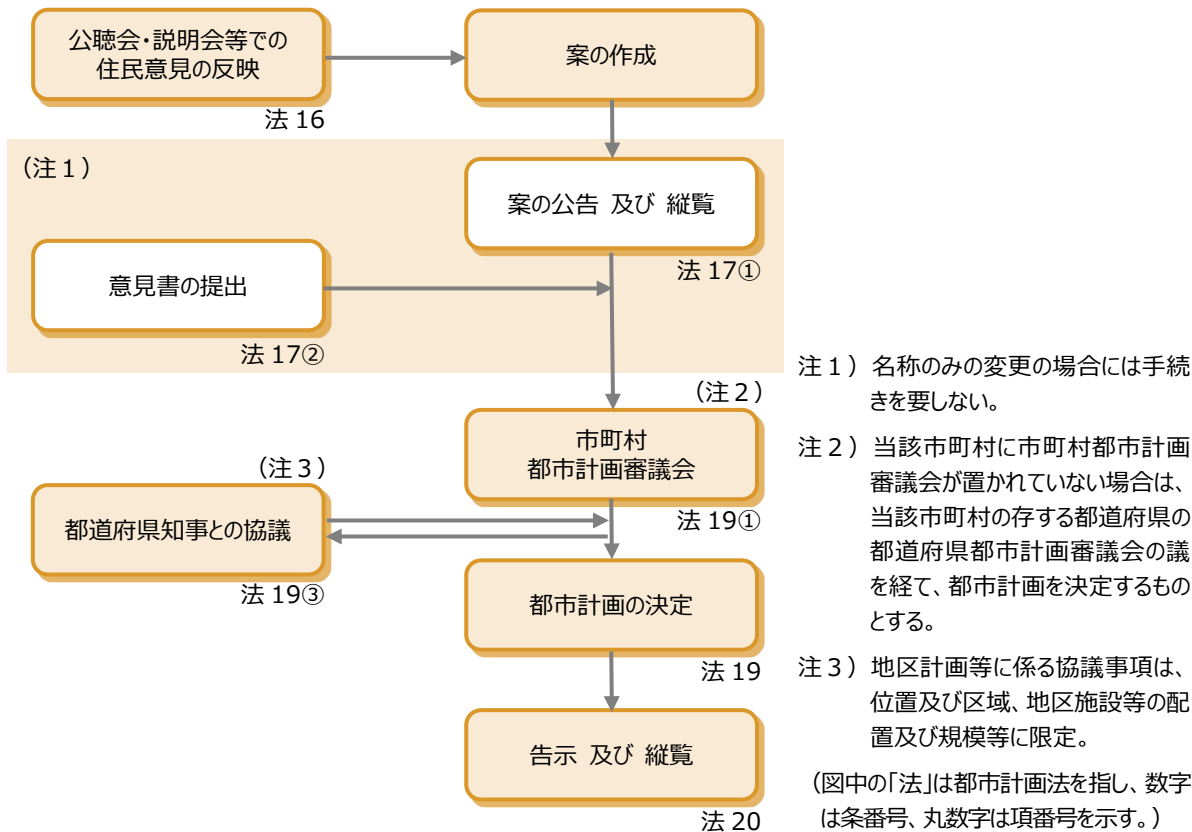
その後、県や各市町村の都市計画審議会で審議され、告示により都市計画が決定されます。

これらは都市計画法に規定された最低限必要な手続きであり、住民や利害関係人が参加する手続きをさらに充実するように条例で定めることも可能です。

■ 都道府県が定める都市計画の手続き



■ 市町村が定める都市計画の手続き



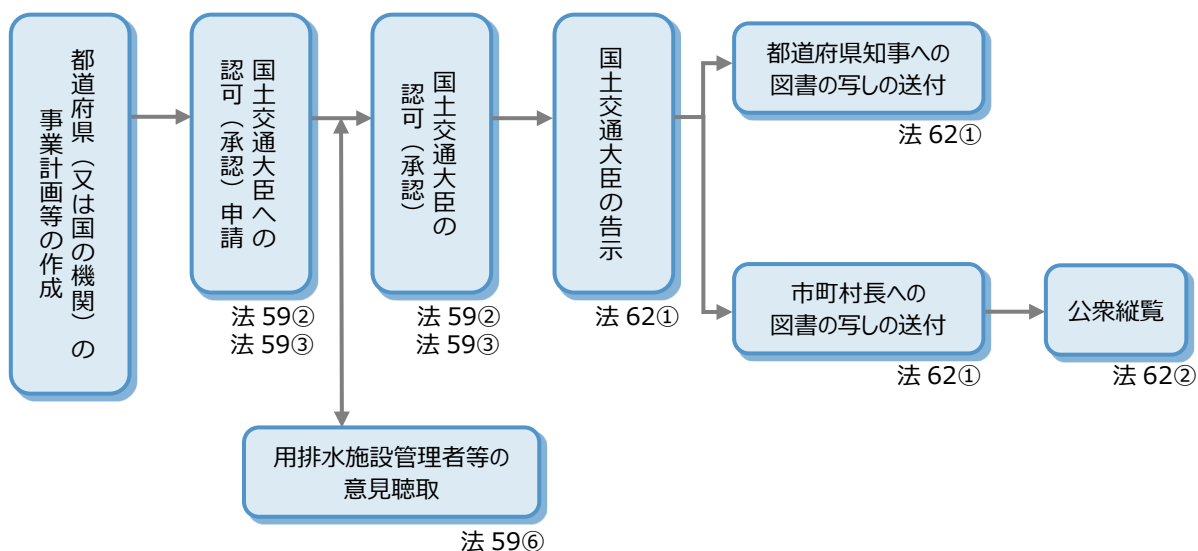
(4) 都市計画事業の事業認可の手続き

都市計画事業は、原則として市町村が知事の認可を受けて施行します。市町村が施行することが困難又は不適当な場合、その他特別の事情がある場合は、都道府県が国土交通大臣の認可を受けて施行します。

また、国の機関は、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を、国土交通大臣の承認を受けて施行することができますとされています。

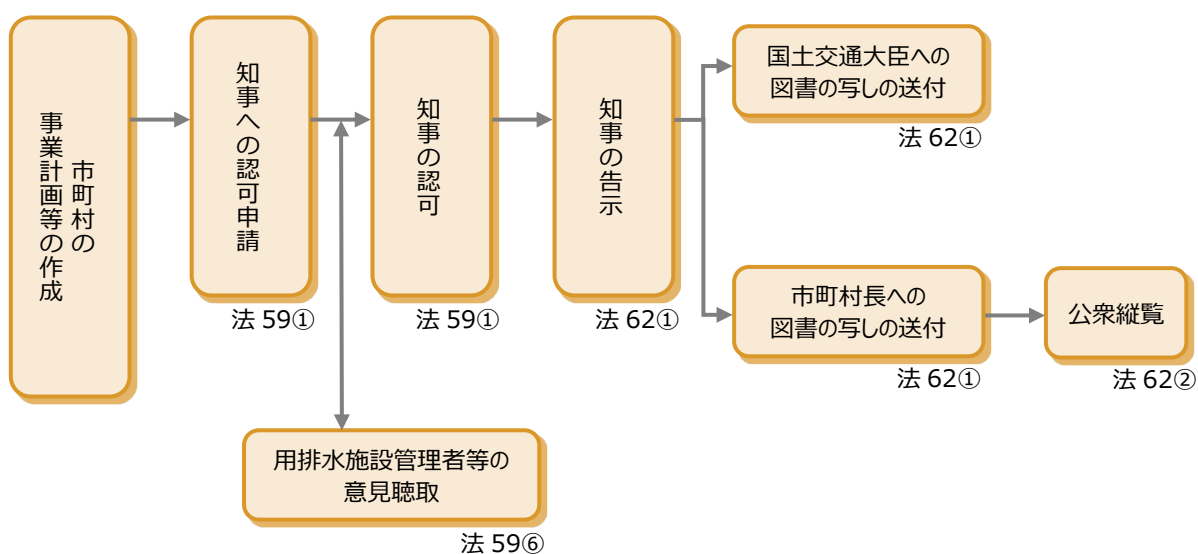
国の機関、都道府県及び市町村以外の者で、特別の許可等を受けているときは、知事の認可を受けて都市計画事業を施行することもできます（「特許事業」といいます）。

■ 都道府県（又は国の機関）が施行する事業の認可（承認）手続き



（図中の「法」は都市計画法を指し、数字は条番号、丸数字は項番号を示す。）

■ 市町村が施行する事業の認可手続き



（図中の「法」は都市計画法を指し、数字は条番号、丸数字は項番号を示す。）

(5) 環境影響評価（環境アセスメント）

美しい自然、清らかな空気や水といった豊かな環境を次世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務であり、もし、人間の活動が環境に影響を与える場合には、それをできる限り少なくするための努力をする必要があります。

特に道路、ダム、発電所等の大規模な開発事業は、環境に対する影響が大きくなるおそれがあり、これらの事業を行う際には、環境の保全に十分配慮することが重要です。

環境影響評価（環境アセスメント）とは…

事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

（環境影響評価法第2条抜粋）

環境影響評価に関連する法律・条例の制定経緯は、以下のとおりです。

● 環境基本法

環境基本法は平成5年11月に公布されました。環境基本法第20条には、「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮する」という環境影響評価を国が推進していくことが盛り込まれています。

● 環境影響評価法

環境影響評価を行うための手続きを規定した環境影響評価法が平成9年6月に公布され、配慮書作成手続きなどを盛り込んだ改正が平成23年4月に成立しました（令和2年6月に一部改正）。

● 高知県環境影響評価条例

高知県において、環境影響評価を行うための手続きを規定した高知県環境影響評価条例が、平成11年3月に公布されました（令和2年12月に一部改正）。

1) 環境影響評価の実施主体

環境影響評価は、基本的には対象事業を実施する事業者が自ら行います。

また、環境影響評価の対象となる事業や施設が都市計画に定められる場合、事業者に代わって、都市計画決定権者が環境影響評価を行います。

2) 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は、事業の規模によって定められています。

- ・ 第一種事業とは、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価を行う必要のある事業をいいます。
- ・ 第二種事業とは、第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行う必要があるかどうかを判定した上で環境影響評価を行う事業を指し、その判定をスクリーニングとといいます。
- ・ 高知県は、高知県環境影響評価条例で、環境影響評価の対象となる第二種事業の規模を環境影響評価法より小さく設定し、比較的、小規模な事業でも環境に配慮するようにしています。

第一種事業と第二種事業（環境影響評価法）

第一種事業

第一種事業では、必ず環境影響評価を実施する必要があります。

- 高速自動車国道法に規定する高速自動車国道の新設（全て）
- 同改築（延長 1km 以上）
- 道路法に規定する 4 車線以上の一般国道の新設（延長 10km 以上）
- 同改築（延長 10km 以上）
- 河川法に規定するダムの新築（サーチャージ水位における貯水面積 100ha 以上）
- 河川法に規定する堰の新築（計画湛水位における湛水面積 100ha 以上）
- 河川法に規定する放水路の新築事業（土地形状変更面積 100ha 以上）
- 公有水面埋立法に規定する水面の埋立て及び干拓の事業（埋立干拓域 50ha 以上）
- 空港整備法に規定する飛行場の設置事業（滑走路の長さが 2,500m 以上） など

第二種事業

第二種事業では、それぞれの事業での環境影響評価の必要性を個別に判定した上で、環境影響評価を実施します（スクリーニング）。

■ 高知県環境影響評価条例の対象事業一覧（令和5年5月16日時点）

事業の種類	環境影響評価法		高知県環境影響評価条例		
	第一種事業	第二種事業	第一種事業	第二種事業	
①道路	一般国道 (4車線)	10km以上	7.5km以上 10km未満	10km以上	5km以上 10km未満
	県道、市町村道 (4車線)	-	-	10km以上	5km以上 10km未満
	国道、県道、 市町村道(2車線)	-	-	-	10km以上 (特別地域(注1))
	林道 (幅員6.5m以上)	20km以上	15km以上 20km未満	20km以上	10km以上 20km未満
	農道(2車線)	-	-	-	10km以上 (特別地域(注1))
②河川	ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満	貯水面積 100ha以上	貯水面積 50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上100ha未満	湛水面積 100ha以上	湛水面積 50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 75ha以上100ha未満	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	10km以上	7.5km以上 10km未満	10km以上	5km以上10km未満
	軌道	10km以上	7.5km以上 10km未満	10km以上	5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m以上2,500m 未満	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,250m以上2,500m 未満
⑤発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満	出力3万kW以上	出力1.5万kW以上 3万kW未満
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上 15万kW未満	出力15万kW以上	出力7.5万kW以上 15万kW未満
	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上 5万kW未満	出力1万kW以上	出力0.5万kW以上 1万kW未満
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上 4万kW未満	出力4万kW以上 太陽電池発電所区域の 面積50ha以上(特別地 域(注1)を含む場合 10ha以上)又は森林伐 採面積20ha以上	出力2万kW以上 4万kW未満
⑥廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満	面積30ha以上	面積15ha以上 30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	-	-	処理能力100t/日以上	-
	産業廃棄物焼却施設	-	-	処理能力100t/日以上	-
	し尿処理施設	-	-	処理能力100kl/日以上	-
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下	面積50ha超	面積25ha以上 50ha以下
⑧下水道終末処理場		-	-	計画排水量2万m ³ /日 以上	-
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		-	-	最大排ガス量4万m ³ /時 以上又は平均排水量1 万m ³ /日以上	-
⑩畜産施設	豚舎	-	-	飼育頭数 5,000頭以上	-
	牛舎	-	-	飼育頭数 500頭以上	-
⑪土又は岩石の採取		-	-	面積50ha以上	-
⑫土地区画整理事業※		面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満	面積100ha以上	面積50ha以上 100ha未満
⑬流通業務団地造成事業※		面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満	面積100ha以上	面積50ha以上 100ha未満
⑭宅地の造成※		面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満	面積100ha以上	面積50ha以上 100ha未満
⑮レクリエーション施設※		-	-	面積50ha以上	-
⑯複合開発事業 (上記※のものを併せて複数実施するもの)		-	-	各事業の面積比の合計が 1以上のもの	面積の合計50ha以上
⑰その他		-	-	-	-
○港湾計画(注2)		埋立・掘込み面積300ha以上		埋立・掘込み面積150ha以上	

注1)「特別地域」とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「自然公園法」、「自然環境保全等」で指定等が行われた地域をいいます。

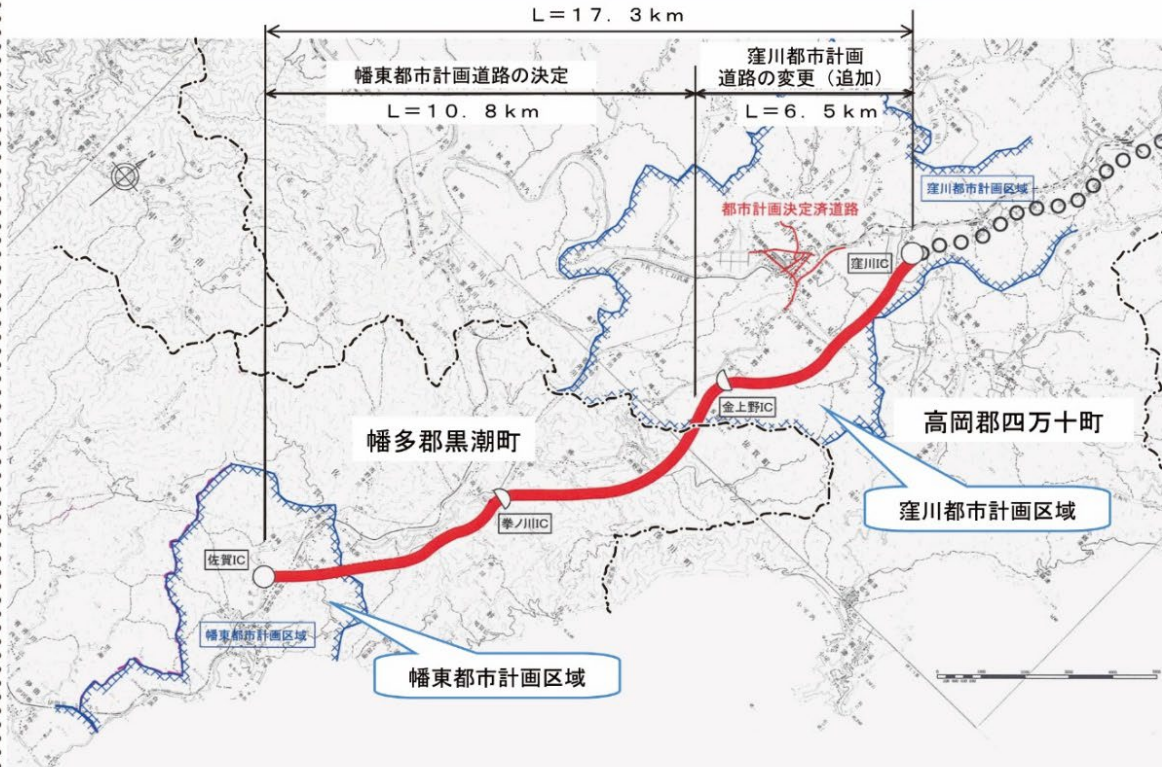
注2)「港湾計画」は、港湾環境影響評価の対象となります。

～高知県の都市計画事業における環境影響評価の実績（例）～

高知県では、平成16年12月に都市計画道路窪川佐賀線の都市計画事業で、条例による環境影響評価が実施されました。

○環境影響評価の項目

事業の実施により影響を及ぼすおそれのある10項目について予測・評価を行いました。
 <大気質、騒音、振動、低周波音、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等>



『第二種事業 自動車専用道路 都市計画道路窪川佐賀線』（平成16年12月）
 一般国道の改築
 車線数2車線
 延長約L=17.3km
 設計速度 80km/h



クマタカ



コカモメヅル

■貴重な動物

工事実施前に繁殖状況調査を実施しました。
 影響が考えられる場合には、専門家の指導、助言を得ながら、必要に応じて環境保全措置を実施しました。

■貴重な植物

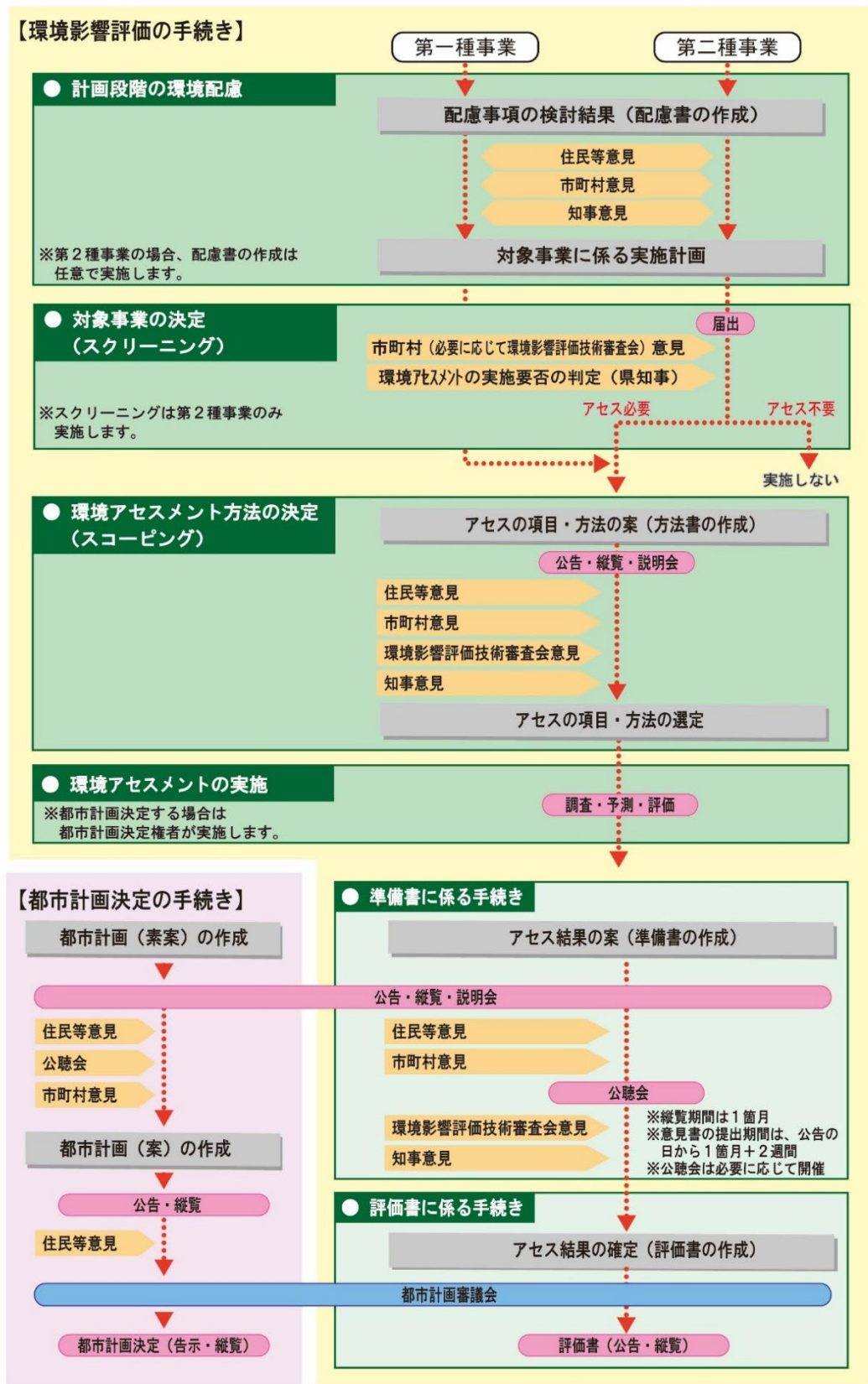
移植等の環境保全措置を行いました。

参考）第116回高知県都市計画審議会資料
 写真出典）クマタカ：高知県レッドデータブック〔動物編〕・高知県
 写真出典）コカモメヅル：高知県レッドデータブック〔植物編〕
 ・（財）高知県牧野記念財団

3) 環境影響評価の方法の決定

環境影響評価の対象となる事業については、計画段階の配慮書作成、環境影響評価の項目及び方法の選定（スコーピング）、影響評価の実施、結果の確定といった手順で進められます。各段階において、住民や地方公共団体の意見を反映できる手続きが設けられています。

■ 環境影響評価の流れ



8. 都市計画に関する調査

都市は、時間の経過とともに常に変化しています。従って、土地利用や道路等の都市施設の計画を適切に策定するためには、人口動態や市街地の現況・開発動向等の把握を目的とした調査・分析を行い、都市の将来を予測することが必要です。

このような背景から、都市計画法で定められた都市計画基礎調査を定期的実施するとともに、街路交通調査等その他の様々な調査も必要に応じて行っています。

(1) 都市計画基礎調査

都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条により、概ね 5 年毎に行われる定期調査です。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについて調査を行います。市街化区域及び市街化調整区域、用途地域等を定めたり見直したりする際の基礎資料として利用されています。都市計画基礎調査は、都道府県が行います。

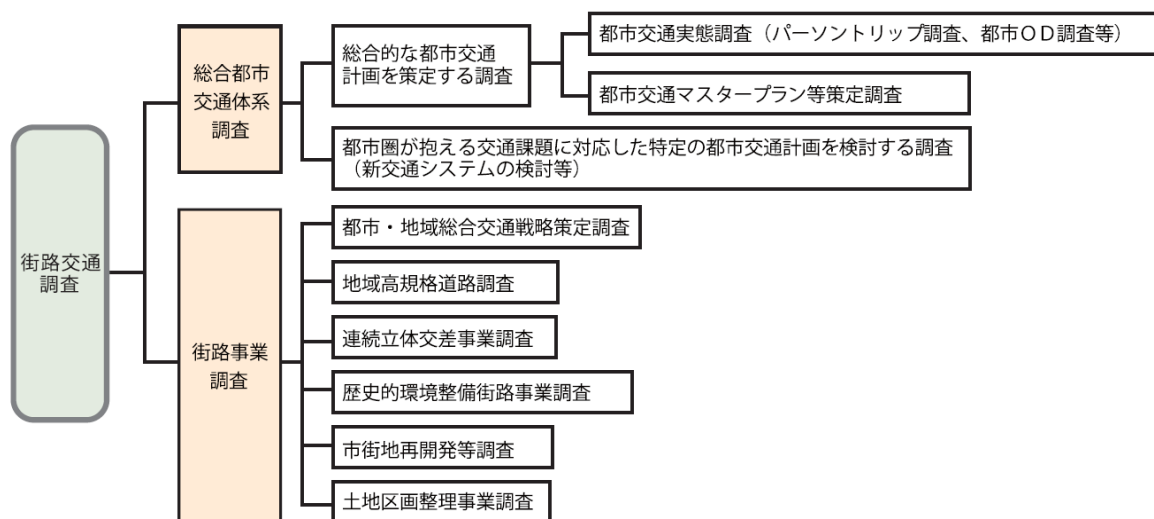
(2) 街路交通調査

街路交通調査は、円滑な都市活動の確保を目指し、道路交通網の整備を総合的、計画的に進めるための基礎となる調査です。

総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査と、特定の重要な街路事業について事業計画を策定する街路事業調査があります。

高知県では、総合都市交通体系調査をこれまでに 3 回行い、高知都市圏の交通計画マスタープラン（平成 22 年 10 月）を策定しています。

■ 街路交通調査の体系



参考) 街路交通調査の概要 (国土交通省ホームページ)